

第 22 回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第 5 日)

平成 20 年 6 月 25 日 (水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ ゑ
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(継続審査・委員長報告)
- 日程第 2. 日程第 3 ないし日程第 6 について (委員長報告)
- 日程第 3. 議案第 60 号 佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第 4. 議案第 61 号 佐用町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 5. 議案第 62 号 佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 6. 議案第 63 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 日程第 8 ないし日程第 9 について (委員長報告)
- 日程第 8. 議案第 64 号 佐用町重度心身障害者 (児) 介護手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 72 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10. 日程第 11 ないし日程第 12 について (委員長報告)
- 日程第 11. 議案第 66 号 佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12. 議案第 67 号 ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 日程第 14 ないし日程第 15 について
- 日程第 14. 議案第 70 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 15. 議案第 71 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 16. 請願第 5 号 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願 (委員長報告)
- 日程第 17. 請願第 4 号 ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願 (委員長報告)
- 日程第 18. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 9 時 30 分 開会

議長 (西岡 正君) 皆さん、おはようございます。

本日、6 月定例会の最終日のご案内をいたしましたところ、議員各位におかれましては、全員ご出席をいただきまして、誠にご苦勞様でございます。

過日の本会議以来、それぞれ常任委員会等ご出席をいただき、各慎重に審議を賜り、ご苦勞様ございました。

本日も、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお定例会のため地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、助役、教育長、天文台長、各課長、支所長、消防長であります。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 日程第 1. 発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(継続審査・委員長報告)

議長 (西岡 正君) 日程第 1 に入ります。発議第 1 号、佐用町議会議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本発議については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） はい、ただ今、委員会報告を求められましたので、総務委員会審査報告をいたします。

去る、6月17日午前9時30分より委員会室において開催いたしました。

当委員会に付託された案件は発議1件、議案4件であります。

委員会出席議員は7名全員と審査のため出席を求めたのは、町長・副町長・総務・まちづくり・税務の3課長であります。

それでは、発議第1号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

発議1号の賛成者として現総務委員の吉井委員より補足説明を受け審議を進めてまいりました。

意見として、南光町も、旧南光町も廃止という意見で廃止していた。機関紙において、提案者、賛成者は給料の二重どりという表現をされているが大きな間違いだ。町民感情から廃止というのであれば理解できる。地方自治法にもこの支給を認めており明記もされている。諸般の事情を考えた上での廃止は賛成できる。また、二重どりと表現そのものが、提案者賛成者の皆さんの考え方のような気がする。費用を受け取ることが誤解を招くとか、財政事情によっての廃止であれば私たちは何ら反対はしない。そこらあたりの区別をはっきりとしていただきたい。

同意見に賛成との声も、え一意見もありました。これに対して、意見として止めておく。私たちは町民の人の中からそういう風に言われている意見を集約を書いている、あおっているわけではない。

以上をもって、質疑を打ち切り、討論とし、討論もなく採決の結果、全員賛成にて発議第1号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましましては、原案どおり可決することになりました。詳細については、委員会会議録をご覧ください。

報告は、以上であります。

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

総務常任委員長（石黒永剛君） 失礼しました。その場において、提出日が4月1日でしたか。

附則なんで、4月1日となっておりますが、それは、平成20年7月1日ということで決定しております。以上です。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） はい、発議第1号に関しまして、まず、総務常任委員会で結論を出されているわけですが、まず、この4月に新しい委員会構成が行われたという部分があります。そういった中で、今の厚生常任委員会の中で何回程審議されたのかお伺いします。

〔山本君「総務委員会や総務委員会」と呼ぶ〕

7番（松尾文雄君） ああ、総務委員会。

議長（西岡 正君） 総務委員長、はい、石黒永剛君。

総務常任委員長（石黒永剛君） 委員会は開いておりません。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ええまあ、いろいろ質疑があったというて聞いているんですけども、いろんな市町の費用弁償にかかわる問題が審議されていますけれども、他の町との比べとかいうんかな、そういうことまで審議されたか、されなかったか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

総務常任委員長（石黒永剛君） それは、20回ですか、の会議の時に鍋島委員の方より資料として議案書の裏についておると思いますが、確認してください。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

7番（松尾文雄君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 例規集の中でね、ええっと、この条例に定められる他、議員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。となつとんですね。ほんで、これ一般職の職員の例によるということはね、これ議員が二重取りだということだったら、当然一般職も二重取りだということが当てはまると思うんですよ。で、そういうことも議論したのかどうかも、ちょっと伺いたい。

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

総務常任委員長（石黒永剛君） いたしておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

11 番（山本幹雄君） はい、いいです。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですので、これで質疑を終結いたします。
これから討論を行います。ございますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） はい。

議長（西岡 正君） まず、反対からお願いします。

7 番（松尾文雄君） はい、反対です。

それでは、発議第 1 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等にかかわる、ああ、開する条例の一部を改正する条例について反対します。

これまで、総務常任委員会の中で費用弁償条例の廃止に関しましては、継続審議になっておりました。今、総務常任委員会は、今年の臨時議会におきまして委員会構成がされたばかりで、その後の委員会は、今の質問でも聞きましたように、今回、今定例会中の開催 1 回しかされておりません。今定例会では付託案件もある中で、十分な調査研究がされたとは思いません。

また、今定例会におきまして、議員の定数に関しても言えるように一度決めた議員定数でも今一度十分な調査研究が必要ということで、今定例会に議員定数の特別委員会が設置されたばかりです。二度と同じ様な間違いは起こすべきではありません。

佐用町では、費用弁償としまして、閉会中の常任委員会、広報特別委員会の出席した時に日額 3,000 円が支給されていますが、また他の町では費用弁償については、議会議員の招集に応じ、若しくは委員会に出席するための旅費、公務のための旅費について費用弁償とし、費用弁償を支給するとの部分もありますし、その支給にかかわる旅費につきましては、一般職の支給する旅費の例によるといった町もあります。

今回の条例の提案者は、提案理由の中で、費用弁償は給料の二重取りと言われてますが、そもそも議員がいただいている報酬と費用弁償の性格、そのものが違うものであります。今、総務委員会で、今一度十分に調査研究をお願いするとともに、この議会議員の費用弁償条例の廃止案に関しまして反対して、反対討論といたします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 賛成討論をいたします。定例議会閉会中の委員会に出席した場合の費用弁償支給は、県下 12 町の内、半分の 6 町が行っています。先の議会でも述べましたが、市川町、福崎町、神河町が 2,000 円、上郡町が 2,600 円、新温泉町が 1,000 円、佐用町が 3,000 円となっています。後の 6 町では、費用弁償はありません。法的に、どうであるかという点では、地方自治法第 203 条では、報酬費用弁償及び期末手当等の、期末手当の額並びに、その支給方法は、条例で、これを定めなければならないとし、費用弁償に関する条例の制定に当たっては、支給事由、額については、議会の裁量に委ねられています。けれども、毎月定額の報酬を受け取っていながら、会議に出たら更に日当が出るというのは、一般常識では、給料の二重取りと言えなくありません。実態を知った町民の方々からは、廃止するべきの意見が多く出されています。合併後、3 度目の廃止提案が、今回、委員会で可決されました。本会議でも全会一致で可決することを期待して討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他に、討論はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 今、松尾さんも議員も言われたように、ことでもありますし、私の先ほど質問させてもらった中で、一般職の例によるということでもあります。

で、議員は、今、説明にもありましたように、給料の二重取りかということ、議員は、報酬と費用弁償とあって、給料はいただいておりません。職員の場合は、給料と費用弁償でありますから、職員においては、給料の二重取りというのは当てはまると思います。

ほんで、もし、費用弁償のみを削減しようという考えであるならば、また考える余地もありますけども、給料をいただいてない議員が、給料の二重取りという提案に対して、議会が了承するというのは、これはおかしいことであると思います。

議員の給料が他町並みに給料といえるほど額をいただいているのならば、報酬と言えども、給料並みということで、給料の二重取りと言われる部分もある意味仕方がないかも分かりませんが、上がったと言われながらも、まだまだ大きな町村から見れば、財政規模、120 億、130 億になろうという町予算の中で、議員から見れば、給料といえるほど報酬はいただいているものではないので、給料の二重取りという提案に対しては反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第 1 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は一部修正可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、発議第 1 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、一部修正案のとおり、可決されました。

日程第 2、日程第 3 ないし日程第 6 について（委員長報告）

- 議案第 60 号 佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
議案第 61 号 佐用町ふるさと応援基金条例の制定について
議案第 62 号 佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第 63 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 2 に移ります。日程第 2、日程第 3 ないし日程第 6 を一括議題いたします。

議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 62 号、議案第 63 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） ただ今、議案 60 号、60 号議案、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、議案 61 号、62 号、63 号と一括上程されましたので、順次ご報告いたします。

まず、議案 60 号は、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。総務課長より説明を受けました。そして質疑に入り、該当職員の後任公務はどうするのか。期間を 3 年としているが大学は 4 年、この場合はどうなるのか。等々質問がございまして、答弁として、後任者がいない場合、職場に支障をきたすため休業は認められない。期間にあっては 3 年が最長で、その範囲内であれば延長は可能である。啓発休業を途中でやめた場合当然復職可能としている。研修先として大学、専門学校、奉仕活動として独立法人国際協力機関が行う開発途上国への技術援助などの奉仕活動がある。

以上、質疑を打ち切り討論に入り、討論もなく議案 60 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、全員賛成にて原案可決することになりました。

続いて、議案 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定についてであります。

本条例の本章の説明をまちづくり課長、税制面の説明を税務課長より受け、質疑いたしました。

質疑として、寄附金を行った証明書の発行。また、事業内容から寄附者の意向に添えない場合があると思うが。継続して寄附を受ける場合もある。寄附をする者、受ける行政との信頼が必要ではないかというようなことがございました。

そして答弁として、先の条例改正により、ふるさと納税推進チーム 8 名を立ち上げ、過去 6 回の会議をもってこの条例案を作成した。まだ考慮しなければならないところもある。というようなことから、意見を聞きたいと意見を求められました。

寄附金を受ければ領収書を発行する。現在、町内に居住している人は無論、町外に住んでいる人から寄附をいただく、ええ、すいません。町内に居住している人は勿論、寄附でもありますけども、町外に住んでいる人からいただく寄附というのが、町を豊かにすることだと考えているというような答弁がございました。

そして、質疑を打ち切り討論といたしまして、討論もなく、議案 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定については、全員原案賛成にて可決となりました。

続いて、議案 62 号です。佐用町企業立地等を重点的に促進すべき地域における固定資

産税の課税免除に関する条例の制定であります。

報告いたします。本条例の制定について税務課長より提案の説明を受けました。

そして、質疑に入り、質疑として、本条例が第 22 回、本定例会に出す理由はなぜかと。答弁として、6 月議会に 1 市 2 町が事前協議の上、本日 6 月議会に提出するという合意を見ているというような答弁がございました。

質疑を打ち切り討論とし、討論もなく採決の結果、議案 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき地域における固定資産税の課税に、課税免除に関する条例の制定については、全員賛成をもって原案どおり可決となりました。

続いて、議案 63 号、佐用町過疎地域指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

本案件も税務課長の提案説明を受け、質疑に入り、質疑として議案 62 号の関係では、地域について佐用町全域としているが 63 号に旧南光町が入っていないのはなぜか。また南光地域が過疎地域の条件を満たしたとき、この条例の改正があるのかというような問いがございました。

答弁として、現行の過疎地域自立促進法の規定において、旧南光町は対象外でみなし過疎地域だ。しかし佐用町が措置法における過疎地域として、通常行政において行う事業は要請施策としてみなし過疎も過疎債をうけることができる。結論みなし過疎地域でも、過疎地域、指定、ええ、過疎地域指定地域の町と合併したことにより通常行政の事業ができるということであります。新法でも地域指定となれば当然、法的にもその扱いになるというような答弁をいただき、質疑に入り、質疑として、ええ、討論に入り、討論もなく、採決の結果、全員原案可決となりました。

以上、60 号から議案 63 号、議案 4 件の委員会審査の報告といたします。詳細については、委員会会議録をご覧ください。終わります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

各議案ごとに委員長の報告についての質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第 60 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） あの、委員長にお尋ねします。まあ、合併して、これ 3 年近くなるんですけども、合併をする説明を受ける中で、合併をすれば専門職が増えて、町民の方にとって、非常に便利になるんだという説明があったように思うんですよ。

で、今回、実際問題、今の時点では、そういうことにはなっていないんじゃないかという、私は、気がしておるんです。それで、まあ、総務課長の説明の中で、この 3 年いう、この年数を見ますと、職員に専門職の勉強をさして、専門職を増やすということに、この制度は、大いに利用できるんじゃないかと思うんですけども、その総務課長の方の説明の中で、そういうような話がありましたか。

議長（西岡 正君） はい、総務委員長。

総務常任委員長（石黒永剛君） はい、議案 60 号の件だと思うんですけども、

17 番（山田弘治君） はい、60 号です。

総務常任委員長（石黒永剛君） そういうようなものはございませんでした。

17 番（山田弘治君） ああ、そうですか。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより議案第 60 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 60 号、

〔「1 人挙げとうへんで」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ああ、そうですか。はい、失礼しました。挙手、多数であります。
よって、本案は可決されました。
議案第 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行ないます。質疑は、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより議案第 61 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 61 号、佐用町ふるさと

援基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、委員長の報告に対する質疑に入りますが、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたしますが、討論ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） 討論ないようでございますので、終結いたします。

これより、第 62 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり、可決されました。

議案第 63 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑に入りますが、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第 63 号を採決いたします。

この採決は、挙手によって行ないます。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 63 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 日程第 8 ないし日程第 9 について（委員長報告）

議案第 64 号 佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第 72 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 7 に入ります。日程第 7、日程第 8 ないし日程第 9 を一括議題といたします。

議案第 64 号、議案第 72 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託いたしておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） それでは、厚生常任委員会審査報告を行います。

去る、6 月 18 日、厚生委員会を午前 9 時 26 分より委員会室で開催いたしました。

当委員会に付託された案件は、議案 2 件と請願が 1 件であります。

出席議員は、7 名と、議長・町長・住民課長・福祉課長・議会事務局長・議会事務局副局長であります。

以下、議案毎に、審査経過及び結果報告を行います。

まず、議案第 64 号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、当局に補足説明を求めました。補足説明では、この条例改正の根本になりましたのは、兵庫県の新行財政構造改革の一端の影響もございます。

今まで、在宅で重度の寝たきり状態の方の障害者に対し、月額 1 万 5,000 円を、その介護者に対し支給をしておりました。現在の対象人員は、21 名であります。1 万 5,000 円の内訳として、1 万円は県補助であり 5,000 円が町補助ということでありました。今回の要綱の中が変わり、ああ、今回、県の要綱の中が変わり、いわゆる非課税世帯、世帯全員が非課税で、なお且つ 1 年間障害者自立支援法に基づく福祉サービス、いわゆる公的サービス等を受けない方しか対象にならないとなり、佐用町では、対象者は 1 名となってしまいます。急激な変化の中、それでは、問題になるとし、最低月額 1 万円、年 12 万円を支給し、なおかつ県の限度額にあう方については、県の制度もいただきながら、年間 18 万円を支給して行くというように改正しようというものであります。との補足説明が行われました。

続いて、質疑に入りました。

質疑では、対象に漏れることはないのか。答弁として、漏れることはないと理解している。

質疑、新規では漏れることはないのか。答弁、ある程度数も限られくるので、それはないと理解している。

以上のような質疑等がなされ、質疑を打ち切り、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、挙手、全員と認め、議案第 64 号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決、原案のとおり可決することになりました。

続きまして、議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、担当課より補足説明を求めた。

今回の改正は、後期高齢者制度ができたことにより国民健康保険税額の算定方法が変わったことにより、国民健康保険税の算出方法が変わってきたということです。従前では、医療分と介護分の 2 つの形態でよかったものが、今回の後期高齢者の支援分という形で、3 本立ての税率が、設定が必要になってきた。医療分については、0 歳から 74 歳まで。後期高齢者については、新設で 0 歳から 74 歳まで、介護分については、40 歳から 64 歳まで

の方の国民健康保険税として世帯主の方に課税されるようになった。平成 20 年度 3 本立という事で、医療分、支援分、これについては、19 年度の医療分、料率それからと変更しないまま、2 つに、それぞれを分割をしております。医療分について所得割で言いますと 4.8 と 1.0 という事で資産割については 25 と 5 パーセント、それから均等割については、1 万 5,400 円と 5,000 円、平等割、世帯平等割については、1 万 8,300 円と 4,500 円という形で率なり額については、変更しない形で 20 年度の予定をしております。

ただ、課税限度額については、地方税法の中で、それぞれ定められておりますので、これについては、若干 47 万円と 12 万円という形で、3 万円分割した分です上がるような形になっております。税の算出なんですけれども、本算定が 7 月 1 日になっております。現在は、金額で把握する中で、世帯数については 1,400 世帯、人数については 3,000 人余りの方が国保会計から後期高齢者の方に移行する算定となっている。との説明がなされ、続いて質疑がなされた。

質疑、所得と世帯、最も平均的に多い佐用町の国保世帯は。答弁として、そういう細かな分析が未だできない部分がある。

質疑、後期高齢者医療制度に移行した新たな支援分、国保が負担する支援金額はいくらぐらいなのか。答弁、2 億 1,600 万円という形で。

続いて質疑がないようなので、質疑を打ち切り討論に入りました。

反対討論から、課税限度額と合わせ 56 万円だったものが、59 万円、その引き上げ、それと果たして佐用町における影響が明確でないので反対とする。

賛成討論がなく、採決の結果、賛成者の挙手多数と認め、議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

詳細については、委員会録をご覧くださいと思います。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

各案件毎に委員長の報告についての質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いいたします。

議案第 64 号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行ないます。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 64 号を採決します。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 64 号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されま

した。

議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑はございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
討論を行ないますが、ございますか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。まず、反対からお願いします。

6 番（金谷英志君） はい、反対です。

議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の反対討論を行います。国民健康保険法は、その第 1 条で、この法律は、国民健康保健事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的すると定めています。しかし、今、個人の支払能力を超えた高すぎる保険税により国民皆保険の理念は、崩壊の危機に瀕しています。本条例改定案では、課税限度額を 56 万円から 59 万円に引き上げており、加入者負担を、更に増すものであります。

また、審議の中で、後期高齢者医療制度の導入による後期高齢者支援金課税が加入者にどう影響を及ぼすかも明らかにされておられません。厚生労働省は、後期高齢者医療制度の実施によって、国保財政は健全化するとしてきました。実際に、5 月 26 日に社会保険診療報酬支払基金がまとめた平成 20 年度の徴収額決定状況によると老人保健拠出金から後期高齢者支援金への変更で国保の負担は 5,324 億円減少したとしています。根本的には、国保負担の大幅な増額などによって、加入者の保険税負担だけでは解決できない財政構造を正すことですが、本町においては、財政影響の分析を行い、高すぎる国保税を軽減すべきであります。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） 次に、賛成の討論の方、ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第 72 号を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 10、日程第 11 ないし日程第 12 について（委員長報告）

議案第 66 号 佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議案第 67 号 ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 10 に入ります。日程第 10、議案、ええ、失礼、日程第 10 ないし日程第 11 に、また 12 を、ええ失礼、12 を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「言い直しして、分からんのんや」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 分かりました。失礼しました。
日程第 10 に入ります。日程第 11 ないし日程第 12 を一括議題といたします。
議案第 66 号、議案第 67 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。
産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成 20 年 6 月 20 日、金曜日、午前 9 時 24 分から 10 時 40 分まで第 22 回定例会付託案件審査について、議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、課長の方から補足説明がございまして、要は、企業立地というのは、国の方で昨年 6 月に施行されたこととございます。この法律は、どこでも適用されるということではなしに、要は、国の同意を得た、基本計画の中に指定された集積区域であるということが条件であります。これはたつの市・上郡町・本町の佐用も指定されたということで、佐用町は、この法律に基づいて施行できます。同意は、昨年 12 月 20 日、国の同意をもってということに基づいて、条例改正の手続きを取って佐用町に施策に活用しようとする段階をとっております。

固定資産税が 5 億円以上という事を国が言っています。5 億円以上の投資をした企業に対して、佐用町に関係するのは、固定資産税の免税が 3 年間できますということです。要は、税金とかその他のことを考え、町の方も、それに対応する、これを基にして佐用町は独自の今度、条例を作ることになります。ポイントは、国は 5 億円言うんですけれども、佐用町独自として、10 分の 1 の 5,000 万円に下げたということです。佐用町は、ありがたいことに過疎法というのがありますので、その過疎法と一緒にして財源確保をしたりして、奨励金を出そうという条例になっています。それは、既に、今の条例自体が、そういう免除の措置と奨励金の措置、現条例では、もう既になされております。そういう事で、どこが今回変わるんかといいますと、対象の要件の中で、企業の進出ということで、固定資産税額が 5,000 万円以上ですよということです。増設・移設部分についても 5,000 万円以上をやりましょうということで、佐用町内においてということで、町内全域を今回対象にしております。

都市計画規定の工場専用地とか、工場立地法に登録された企業というところですが、現の条例は、播磨科学公園都市のみの規定となっております。これを基に、旧の三日月町の条例を基になって合併に整理したという事で、こういう状況になっています。

大きく変わるのは、播磨科学公園都市が、今回は、佐用町全域になるというところでございます。

奨励の措置の方については、固定資産税の額が 75 パーセントを地方交付税として返しますよ。地方交付税の計算上、基準財政収入額が免除した分を差し引いて計算してくれま

すから、要は、免除するのは、固定資産税の 75 パーセントを奨励金として企業に出すということで、改正前は、固定資産税に相当する額が、100 パーセント固定資産税分を払っていたということになります。75 パーセントとしたのは、5 億円というところまで手が伸びたということで、佐用町の財政状況を鑑み 75 パーセントにいたしました。

この期間についてですけれども、これは今の条例でも、新しくなるものも、3 年間で免税にして、その 75 パーセントの奨励金として出してということで、どちらも 3 年間ですから、増設・移設の場合も 3 年間出すことになっております。

それと、雇用奨励金は、常用従業員 1 人につき 5 万円、今回は 5 万円は 1 回限りということで、3 年間じゃなしに、今回限りの新採用ということで、町内それぞれ 5 万円を企業に出そうということです。

今回プラスになったのは、緑化奨励金ということで、これは、今回の法律の中で新しく増えて来た分でございます。これは 10 平方メートル当たり、緑化してくださいという理由付けで、その分として 10 平方メートル当たり 4,000 円に、乗じた額の 3 分の 2 以上を出そうということで、しかしながら、最高は 300 万円ですので、この 300 万円は、その上限の 2,000 万円分の中の 300 万円ということになっております。これについても、3 年間じゃなしに 1 回限りということになっております。

ここで一番、5,000 万から 5 億までの間の過疎にかかわる分ですけれども、1 つの問題点があるのは、旧南光町は、みなし過疎ですので、こういった事を、完全過疎法の適用になりません。これをどうするかという事は、条例でも謳ってあるんですけども、それは説明しますと、要は、減税はできないんですけども、みなし過疎法ですから、南光町の地区につき、企業が立地した場合は、減税はしないですけども、奨励金は、出したいということです。

質問がありまして、質疑がありまして、町自体の判断で、国との関係はどうなっているんだと。100 分の 75 にしたのは、国からの指示なのかと。国が言っているのは、奨励金の分は言っていないので、奨励金は、町独自のものですという答えがでました。中身については、うちが一番有利だということで、過疎法があるので、過疎の適用で下限 5,000 万円からいけるものですから、激しい分、それについても、いろいろと市により、たつの市によれば、奨励金は出さないけれども、免税はできる。免税はできないけれども、奨励金が出せるというように、足並みが全部揃っていません。

また、過疎法の適用については、今、佐用町で旧南光町がみなし過疎法だけで過疎という指定は受けておりませんが、条例は、同じ様に適用して、その分は、佐用町、町が財政的な負担をするということで、全域、同じ様な条法で適用したいと思っております。今後、当然、過疎法が継続されたり、また新過疎法指定された場合は、全町 1 つで適用を受けます。

質疑がありまして、ここで認めた場合、3 年間認めるということになりますと、その途中で過疎法が切れた場合はどうするのかという質問、質疑に対して、そういう状態が生まれた時には、それは、十分に協議させていただき、条例の改正するならするという必要性も、それは、出てくる可能性があると思います。

今の段階では、それによって、例え、税の過疎法による減税ができなくなったとしても、奨励金は、そのまま続行していきたいと思っております。町としては、そういう企業誘致の待遇策をとって考えていますので、町の財政の中で、過疎法の指定が、もし、今後存続できないということになれば、それは、はっきりした、その段階で、どういう条例改正していくかということも、今後検討し、また議会でも審議をしていただきたいと思います。

町内の企業の何社ぐらいに、この施策が試算されたかという質問がありまして、昨年、町が減免しているのが、上月の工業団地、また、佐用の安田興業、設備と増設をされたた

め、両方で300万円ぐらいの減免があったと思います。

ここで、質疑を打ち切り、討論に入りましたが、討論がなく、採決の結果、議案第66号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、挙手全員と、原案どおり可決されました。

続きまして、議案67号、ひなくらリフレッシュ施設条例の一部を改正する条例について、課長の補足説明があり、ひなくらリフレッシュ施設条例というのは、3施設として目的を1つにして、地域が各地元で運営され地域が協議会まで作って自分たちで運営をして地域振興に生かそうという施設でございました。そのうちの1つ、運営が難しくなった、というところで、この1つの地元も運営もできないというような状況の中で、町も運営することもできませんので、おねみオートキャンプ村というものを、普通財産にして賃貸貸しをして、うまく運営をしていただいて、地域の振興、活性化につながればということで、具体的には、おねみ滝谷オートキャンプ村に関する部分を全て削除するという今回の提案でございます。

質疑がありまして、条例があって、それを基にして条例改正できるんだと、ここで賃貸しなくてはならない理由は一番何が大きいのかという質疑がございました。今回のキャンプ場は、2年間ほったらかしにしてありますので、施設自体が痛んでおります、手を加えるということもできるので、というような状況なので、町としては、賃貸で、これを貸して、自分の使い安いようなスタイルで使えるようになればという方法で考えております。

ここで質疑を打ち切り、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号、ひなくらリフレッシュ施設条例の一部を改正する条例について、全員挙手、全員賛成で第議案67号、原案どおり可決しました。

詳細については、産建委員会議事録をご覧くださいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

各議案ごとに委員長報告についての質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いいたします。

議案第66号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ちょっと、本会議の発言なんで、勘違い委員長されてね、誤解があったので、ちょっと確認だけしておきたいんですけども、補助対象となる5,000万円の企業というのは、固定資産税額が5,000万じゃなくって、投下固定資産額、これが5,000万ということで、固定資産じゃごっつい額じゃけど、そこは、ちょっと訂正、本会議なんで、訂正をしたらいいというふうに思いますので、このあたり、

〔「5億、5億も」と呼ぶ者あり〕

21番（鍋島裕文君） まあ、5億もそうだけど、町の場合は、投下固定資産額5,000万という形で、訂正をお願いしておきたいんですが。

議長（西岡 正君） 委員長、そういうことでございますが、よろしいですか。

産業建設常任委員長（高木照雄君） はい、すみませんでした。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず原案に反対の方の討論はございますか。ないようすから、賛成の方もございませんね。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、議案第 66 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
議案第 67 号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対し質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 67 号を採決いたします。採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 67 号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 日程第 14 ないし日程第 15 について

日程第 14. 議案第 70 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 15. 議案第 71 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 13 に入ります。日程第 14 ないし日程第 15 について

は一括議題としたいと、いたします。

議案第70号、議案第71号の提案に対する当局の説明は、6月10日に議了いたしておりますので、各議案ごとに質疑・討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第70号、平成20年度佐用町一般会計補正予算案(第1号)の提出について、対する質疑を行ないたいんですが、ここで12時なっておりますので、昼食休憩に入って、昼食休憩後質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

昼食ですんで、よろしくお願いします。ちょっと、途中で切ってしまいましたけども、申し訳なく思っています。

〔山本君「何時、何時から」と呼ぶ〕

議長(西岡 正君) 1時から。

午後00時01分 休憩

午後01時00分 再開

議長(西岡 正君) それでは、休憩を解き会議を再開します。
これより質疑を行います。質疑のある方発言願います。

〔吉井君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 5ページと7ページに学童保育の個人負担金並びに、それから賃金が挙がっておりますけれど、これの概要と言いますか、三日月でされる分ですけれど、その利用は旧町域を越えて利用できるのかどうかという点と。

それから、保育、学童保育指導員と、それから学童保育コーディネーターとなっておりますけれど、この体制についてお願いします。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) まず募集は、全町内の小学校の低学年を対象にしたいということで、本予算案をご承認いただきますと、ただちに募集に入りたいというふうに考えております。

それから、学童保育の指導員とコーディネーターにつきましては、中身につきましては、前の時も若干ご説明申し上げましたが、コーディネーターにつきましてははですね、ある程度資格を持たれた方を中心に対応をしていきたいということで、まあ、元教職にあられた方、例えばと、それから保育士の資格を免許の方等を、まあ内々の下準備ではあっております。

それから、自主的な指導員につきましてははですね、これも以前、申し上げましたように、大学生等を、まあ特に、この近くで言いますと、関西福祉大学等の学生さんの協力をいただいで対応したいというふうに考えています。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美議員。

20 番（吉井秀美君） あの、そしたら、何人ぐらいで取り組まれるのかということをお願いします。指導者の方です。

それと、学童保育の方が全町対象ということになりますと、現在、マリアに委託しておりますが、その辺の、どう言うんですか、一時保育、一時預かり保育でしたら、ああ、違うは、預かり保育でしたら、高くつくので、夏休み通して預かって欲しいということになると、三日月の方に、まあ送迎ができる人に限られますけれど、そういった形も生まれてくると思うんですけれど、その辺、どの様に考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あの、一応、対象予定はですね、定員 20 名ぐらいを、20 名というふうに想定しております。その申し込み状況によって、現実には、若干変わってくるのかなど。この 20 名という想定しましたのは、今までのアンケート等の絡みもあってですね、おそらく三日月で開設すれば 20 名程度になるのかなという想定の上に、それと、開設場所の問題もありますので、そういう形で対応できたらなというふうに考えております。

それから、指導員と、その指導者の配置につきましてはですね、常時 2 名体制プラスコーディネーターが入っていただく時間については 3 名になる時期も重なりますが、最低でも 2 名体制で対応して行きたいと。

それから、その現状で委託しております、そのマリアさんとの関係なんです、まあ何人か、極端に申し上げれば、何人かはですね、この夏休み期間だけ、そちらの方へという希望も出てこようかなという想定しておりますが、そんなに多くはないんじゃないかなというふうに想定しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 今の関連ということで、その三日月でやる場合ですね、マリアとの中身的にどうなんという比較ですね、そこら辺はどうなんでしょうか。時間的なもんとか、料金体系とか、そういう他のもんも含めての違いというの。

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず、制度上なんです、マリアさんにつきましては、もう通年でやっておりますので、1 時間、経費としては 200 円で、その内のまあ、上限額があるんですが、半額、上限が 5,000 円として、その利用者に時間計算で計算してですね、それ個別に請求するという格好を通年通しております。今回、予算計上させていただいております三日月につきましては、あくまでも試行的な取り組みとして、また保護者の皆さん方の一番要望の多い夏休み期間に限定しますので、これについては、料金につきましてはですね、1 回申し込んでいただきますと、申し込み時点で 1 万円という、7 月、8 月の夏休み期間を通しての料金設定という格好で想定をいたしております。

で、現実的には、子ども達の生活する中身につきましてはですね、当然、そのマリアさんとは変わってくると思います。で、あくまでも学童保育ですから、この間に子ども達に対する授業を行ったりということではありませんので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 7 ページですけれども、衛生費のごみ収集所設置事業補助金ですけれども、当初 40 万で、今回新たに、また要望があったから、60 万円の補助、予算ですということですが、この集積場については、ごみの収集の方法がね、にしはりま環境事務組合等で統一したことが考えられると思うんですけれども、それを踏まえて、その設置する要望のあるカ所にはね、今回、いったんしてもたら、今つくっているのは、網で、こう囲うたようなだけの、そういうごみ収集場だと思うんですけれども、収集方法、分別の方法なんか変わってくることを踏まえて、将来的には、このごみ収集場、そのが、どういうふうに考えられるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今回の補正につきましては、従来の補助金の要綱の中での申請で、もう既に 8 件出てきております。その関係で、今回補正をさせていただきました。今後の、そのにしはりまでできますごみ処理場については、今後、約 1 年間かけて収集方法、分別方法等各集落あるいは自治会長さんの方にご理解していただくような形で、計画をいたしてまいりたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ、要望は、そういうふうに今、集落の方からね、各家が上がってくると思うんですけれども、その将来的にどうなるかということのね、役場の方で、こういうふうになりますよ。ですから、いったんつくってしまつたら、それ何年も、それもつものですからね、その二重投資にならんような、その説明がいると思うんですけれどね、将来的には、こういうこともなりますからという事で、要望は、今までの要綱で、それは、ドンドン、その要望は挙がってくると思うんですけれどね、挙げられたけれども、将来的には、こういうことの、二重投資になるような、その事は恐れがありますのでね、説明は、そういうふうにするのかどうか今後ね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今後は、その様な形で、形を決めて行って、収集方法を決めましてから、指導の方を行いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） 他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） じゃあ、8 ページお願いします。8 ページの消防、退職消防団員の報償金 774 万 5,000 円ですが、これは、何人分でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 62 人分です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 62 人分ということなんですが、今、やはり若い人が、中々、団員に入らないというようなことも聞いているんですが、やはり、自分達の町、集落を守るというためにも、新しい人が、ドンドン入るという啓蒙もして欲しいと思うのと同時に、それと、この退職した方と、新しい人との関係でね、退職者に対しての、今度、入ってくる人の団員との関係はどうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 関係といたしますと。

5 番（笹田鈴香君） あの、入ってくる人数が、新しく入られた人が何人で、

住民課長（木村佳都男君） 人数的な部分ですか。

5 番（笹田鈴香君） はい。

住民課長（木村佳都男君） ええっと、この 3 月末で、ええっと、この報償金については、62 人と言いましたけれども、退職者は 68 人です。入られる方が、数字的には 17 の減員になっております。19、20 年度に比べましたら。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 偏って体制がとれにくいといというような所は出ておりませんか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 各分団毎に、それぞれ退職者がある分については、補充していただくような形で、していただいておりますので、それはないと感じております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 ページのね、総務費の国庫補助金なんですけれど、3,060 万円、これにつきましてははですね、後、こういうような補助金というんは、未だ出るんかどうか、そして、今までの通算ではどうだったんか、そこら辺、分かれば。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[財政課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 合併推進体制の補助金につきましては、基本的には、合併して 10 年間は、この補助金が出る予定です。全体的には、3 億なんですけれども、過去に、この補助金をいただいたのは、南光支所の建設でありますとか、それから消防団員の制服等を、18 年度で 1 億 8,000 万、それから 19 年度につきましては、さよさよサービスの車両購入等で 1,600 万で、この 20 年度なんですけれども、3,060 万挙げておりますけれども、先日、19 日の日に内示がありまして、実質的には、国庫補助金が、これだけ要望していましたが、付かないような現状になっております。内示は、今年度、今のところ 1,000 万をいただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

[山田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） あの、9 ページで、ちょっとお伺いをしたいんですけれども、ふるさと応援基金の積立金いうんを、何か説明が来ておるんですけれども、その前も、説明の中で、いろいろ聞いて、私どものこととか、知り合いに呼び掛けて欲しいんやという話が

あったと思うんですけども、今の時代、やっぱりインターネットで、ホームページ、佐用町のホームページがあるわけですから、そういう中で、そういうことの協力してくださいというような計画は、持っておられるんかどうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 今、おっしゃっていただきましたように、あの、町のホームページが立ち上がっておりますので、今、おっしゃっていただきましたように、そういった中でもPRを進めて行きたいというふうに考えております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） これはね、今の時代、私らも、こう説明するよりも、インターネットのホームページ見たら、やっぱり一番、そういう事に乗ってきてもらいやすいかなと、過日、佐用、大阪府なんかも、やっぱり既に、ホームページでやって、大分入ってきようみたいな放送もありましたんでね、そういう事の方の立上げをお願いしたい思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まず8ページお願いします。8ページの河川費の関係で、河川雑草処理補助金、これは建設課長が、ジュース代を県がみてくれなかったという、なったいうことで、今日、報告ありましたけれども、それで確認しておきたいんですが、これで、ジュース代が町がみるようになったとしたら、県と町のそれぞれの補助支給ですね、これどういう形になったのかということと。

それと、県の支給分は、全て、この補正予算見ると、町会計を通さずにね、80万円の減額ありませんから、出されていたということだと思いますけども、その確認、それをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ええっとですね、昨年までと、今年からの相違点でございますけれども、先日の議員連絡会でもお話ししましたように、県においては、保険対応を、まずしてくれまして。それから、手袋と、ごみ袋ですね、これは従前どおり支給をしてくれまして。で、それプラス、ジュース代の助成があったんですけども、その分を町の方で担うと。それと、当然ですね、別途同じ科目で予算措置させていただいておりますけれども、いわゆる、まあチェーンソーとかね、草刈機の、あの燃料代の助成ですね、この分を町の方で助成をさせていただいております。

それから、この 80 万につきましては、昨年、ほぼ 9 割方です。ね、集落数において実施を、何らかの形で実施されております。その保険対応の出動、出動言うんですか、参加人数ですね、これについて 8,100 弱でございました。それをですね、検討させていただいて、去る 5 月 15 日の自治連合会でもですね、概ねジュース 1 本 100 円ぐらいの目処でお願いしたいというお願いをしておりますので、これを措置させていただくということと、この 80 万円については、例年だったら、当然、先ほど言いましたように、県の方で対応しておりましたので、県の方が直接ですね、そのお店の方へ振り込んでおったということで、町の方は、全然通しておりませんでしたので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 同じ 8 ページで、社会教育費の関係で、県委託金として、学校支援地域本部委託金ということで、88 万あって、ここに支出されてますけれども、今回の生涯学習振興費の内容説明ですね、補正内容説明、これお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、説明願ひます。生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） あの、今、鍋島議員のお尋ねの件でございますが、この事業は、本年度から文科省の、文部科学省の委託事業でございまして、それは、兵庫県教育委員会が、各市町で再委託をするという事業でございまして、で、この事業の趣旨は、町長の説明にもありましたように、地域住民が、学校教育活動を、こう支援するという、そういう事で、それは、学校の先生方が、子どもと向き合う時間を拡充しなければいけない。それから、社会教育では学んだ成果を学校で、こういかす場としたいという事と。それから地域の教育力の活性化というような趣旨で、この事業がなされております。

で、国の方から、6 月から、この事業に着手していいという通知が、先だあってありまして、今、その体制づくりに、こう入って行くわけでございまして、予算的には、報償費としまして、学校を既にこう、支援していただく方もいらっしゃいますが、そうした方を、きちっと登録していただきまして、そうした方、ボランティアさんを養成する講座を開設したいと思っております。で、その講師謝金が報償費でございまして、特別旅費につきましても、その講師の旅費をみております。

それから、消耗品につきましては、一般的な事務費を用紙代とかプリンターのトナーとか、そうしたものでございまして、食料費は、その時の会議、学校本部支援事業をやる時、実行委員会のような会議を、本部を設けますが、その時の会議の賄、ジュース・お茶代を置いております。それから、後は、通信等で、後、ボランティアさんの保険に加入ということで、そういった予算の配分となっております。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その地域の教育力高めるって大事なことなんだけれども、これは全小学校区に、そういった人を養成できるような、そういう受け皿言うんか、あれは、ある

んですか。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） 町内の全小学校、中学校を対象にして行う事業となっております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それは、できるんですか。できるんですか、そういう人材的にも。

生涯学習課長（福井 泉君） あの、既に、人材は、この 19 年度末で終わったんですが、学校いきいき応援団という事業がございまして、それは教育委員会の方で主管しておりますが、県単事業で既に、そうした土台はできておりました。で、それに合わせまして、生涯学習の面で、もっと読み聞かせとか、それから手話とか、福祉的なボランティアさんの派遣等も行って、そういった福祉の勉強をしていただいたりとかの手助けもやっていきたいと思っております。

今まで、既に、交流事業とかで、高年の人を発見して、触れ合いながら、伝統的な縄づくりとか、それから稲づくりとか、あの、何て言いますか、しめ縄づくりとか、いろんなものを恒例でやっておりますけれども、そうした人材を新たに、この事業の中で、登録していただきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 6 ページの合併体制整備事業で、先ほどの質問にも関連するんですけれども、先ほど、内示が 1,000 万ということと言われたんですけれども、そしたら、補正予算で挙がっているのは、3,060 万ですけど、1,000 万、まあ、この事業を行なう、その後、もらえる 2,060 万なりが、それ、確実にもらえる、事業に影響はないんでしょうか

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、こういうように、要望はして、補正予算として挙げさせていただきましたけれども、既にこう内示が、この度は、道路台帳の整備に対して、1,000 万というだけで、これだけしか内示がもらえませんでした。当然、この事業につきまして、財源としてですね、推進、支援金、補助金というものがなくなりますので、これは財源なくなるんですけれども、町としては、できるだけ早くですね、今後の、いろんな業務を行っていく上で、この道路台帳の整備、また、この度申請しました、要望しました税務課の税務台帳、それぞれの整備も必要だということになります。

で、まあ、あの、今後、未だ要望、これも、この、これ国の方ですね、予算上、こう配分される、この補助金でありまして、中々見通しが付かないんですけども、まあ、あの一昨年なんかは、年度末ぐらいになってきて、また補正が付いたというようなこともあったわけです。ですから、まあ、とりあえず、一応、今回、この補正予算につきましては、このまま、承認をいただきましてですね、事業につきましては、その道路台帳につきましては、2,000万円余りかかるわけですが、1,000万の、この財源と、まあ他何か財源を、有利な財源がないかという事で、まあ、今、検討をしておりますけれども、事業としては、取り組まなきゃいけないだろうなという考えでおります。

それから、税務関係につきましてもですね、今後、また、この補助金は、財政課長言いましたように、10年間という期間があるんですけどもね、まあ、その来年当たり、もし、近々に要望して可能性が高いという事であれば、また来年まで持ち越しますけれども、中々見通しが付かないとなれば、これも、整理をしていかないと、町民の皆さんにもご迷惑を掛けるということになれば、町としては、別の財源で整備をしていかなきゃいけないだろうというふうには考えております。

ですから、一応、あの、予算としては、この予算でご承認をいただきながら、その後の調整、推移を見ながら、執行についてはですね、また、よろしくお願ひしたいと、こちらの方で判断させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他に。ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないます。まず、原案に対する反対の討論がございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決します。この採決は、挙手によって行ないます。議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第70号、平成20年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議案第71号、平成20年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第1号）の提出について、に対する質疑に入ります。質疑ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより表決に入ります。議案第71号を採決します。この採決は、挙手によって行な

います。

議案第 71 号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 71 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 16. 請願第 5 号 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 16 に移ります。請願第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願については、所管の厚生常任委員会に審査を付託いたしておりますので、厚生常任委員長の審査の報告を求めます。

厚生常任委員長、山本幹雄君。

[厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇]

厚生常任委員長（山本幹雄君） それでは、厚生常任委員会報告を行います。

去る 6 月 18 日、厚生常任委員会を 10 時 8 分より委員会室で開催いたしました。

当委員会に付託された請願であります。出席議員は 7 名と議長・町長・住民課長・福祉課長・議会事務局長・議会事務副局長であります。

提案された請願は第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願についてであります。紹介議員である平岡さんが、本会議で説明を行っているので、そのまま質疑に入りました。

質疑においては、年金から引くのは、なぜ悪いのか。答弁としまして、高齢者にとっては、元々の財源から取られる。しょうがないという事になってしまうから、年金からの天引きは、良くない。自主的に納めていくということからも、おかし。

質疑、年金から引いてもらっても、世話がない。政府与党の中で改善策として出されている。答弁、75 歳の年齢で線を引くとか、75 歳で受けられる医療制度に制限を設けるとか、制度上の関係で、関係者から、特に大きな怒りの声が全国に広がっている。

質疑、代案はあるのか。答弁、元に戻す。

などなどの質疑、答弁をなされ、質疑を打ち切り、ただちに採決に入った。採決の結果、賛成 3、反対 3 の同数により、委員長採決となる。委員長は、反対であり、請願 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願に対しては、原案に対しては、不採択となった。

なお、詳細については、委員会録をご覧いただきたいと思います。これにて委員会報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入りますが、討論ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 請願第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願に反対討論を行います。

日本の医療制度は、世界保健機構でトップクラスの評価をされております。平均寿命や保険料の水準は世界最高レベルと言われております。しかし、今後は、高齢化が進み老人医療費は 2006 年 10.8 兆円から 2025 年 25 兆円まで増大すると推計されております。

一方、少子化により支え手である現代世代が急激に減少し、約 30 年前には、1 人の高齢者を支える現役世代が 8 人でしたが、それは、今では、現役世代 4 人で支え、更に 20 年後には、2 人で 1 人の高齢者を支える時代になります。今の老人保健制度のままでは、保険財政が破綻することは、ことにもなりかねません。そうなれば、世界最高水準の医療保険制度が維持できなくなるばかりでなく、高齢者自身の支払う医療費や保険料の負担も大きく増えてまいります。

そこで新制度では、医療費の財源の内、約 5 割に公費を充て、約 4 割を現役世代からの支援とすることで、高齢者の負担を残った約 1 割だけに抑えることになりました。また、複数の病気に掛かったり、治療費が長期化するという高齢者の特性を考え、新制度では、掛かりつけの主治医の下、外来から入院、在宅治療まで一貫したサポート体制を充実することになっております。増え続ける高齢者の医療を支えるために、全ての世代で広く薄く負担を分かち合い、高齢者の方が、将来にわたってきめ細かな医療サービスを受けられるよう新たな制度が導入されたのでございます。

特に、今回提出の後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願につきましては、医療制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、当制度の廃止は合理性のあるものとは言えず、国民皆保険の堅持を目的とする医療保険制度改革の根本を覆すものであります。国においては課題となっております保険料負担者の見直しや、低所得者層の負担軽減措置等について制度改善に向けた検討が、今、なされているところでございます。よって、本請願に反対するものです。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 次に、賛成の平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） よろしいですか。

8 番（井上洋文君） 原案と違うんですね。

議長（西岡 正君） 原案ですよ。

8 番（井上洋文君） 原案ですね。原案ですね。

議長（西岡 正君） はい、そうです。それでいいんです。はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願の原案の賛成討論を行います。

今年、4月から実施された75歳以上の高齢者だけを区別した後期高齢者医療制度を中止し、廃止させるために国に意見書を提出する請願の原案に賛成の討論を行います。

保険料が4月の年金から年収が月1万5,000円以上の人は天引き、6月も天引きされました。分納相談もできない問答無用の天引きは、高齢者の生存権を脅かしかねません。保険料は、2年毎に見直され、75歳以上の人口が増えれば、自動的に値上げされる仕組みとなっています。つまり、制度のスタート時は、後期高齢者が支払う保険料は10パーセント、国保など他の保険の支援金は40パーセント、国・自治体が50パーセントですが、後期高齢者の人口比率が高くなるのに応じ、財源割合を12パーセント、15パーセントと引き上げる仕組みとなっており、医療給付が増えなくても値上げされる仕組みです。

また、医学の進歩などで1人当たりの医療給付費が増えた分も保険料に上乗せされます。高齢化が進む限り、際限なく保険料は引き上げられる制度です。保険料は、収入0の人でも一定額を支払わなければなりません。1年以上滞納し、特別な事情がないとみなされると、保険証を取り上げられることになりました。

これまでの老人保健制度の75歳以上の対象者は、国が医療に責任を持つことになっており、保険証の取り上げはできませんでした。保険証の取り上げは、窓口負担の10割を支払わなければならなくなり、必要な医療が一層受けにくくなります。医療内容でも差別されます。お年寄りになれば、病気に掛かりやすくなりますし、治療にも一定のお金が掛かってくるのは当たり前ですから、別立てにしたら、必ずお年寄りに対する差別医療という問題が生まれてきます。

同制度は、後期高齢者の費用は定額制で、超えると、金額が超えると病院の持ち出しとなり、必要な検査や治療でも制限され兼ねません。政府は、後期高齢者医療制度の保険料を一部軽減する見直し策を12日にまとめましたが、高齢者を75歳で分けて負担増や差別医療を押し付けるという根本的な問題は、何も変わりません。いったん制度を元に戻して皆が納得できる制度をつくるということに切り替えなければいけないと思います。

国会では、後期高齢者医療制度廃止法案が、6月6日に参議院で賛成多数で可決され衆議院に送られました。法案は、今国会では、継続審査となっています。私ども議員団が町民アンケートを行いました。このアンケートには、後期高齢者医療制度の中止、廃止の声が多数寄せられています。6月16日付け、毎日の世論調査では、同制度の廃止について、賛成が56パーセント、反対30パーセントを大きく引き離す結果となっています。お年寄りの命と健康をないがしろにする後期高齢者医療制度を中止し、廃止する請願の原案に賛成討論とします。

議長（西岡 正君） 続いて、反対ございますか。

〔山田君「議長、賛成」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 賛成ですか。

17 番（山田弘治君） はい、賛成。よろしいか。

議長（西岡 正君） はい、ほな、どうぞ。

17 番（山田弘治君） 請願第5号、後期高齢者医療制度を中止し廃止を求める請願について

て、賛成の立場から討論をしたいと思えます。

今年、4月から75歳以上を対象にスタートをした後期高齢者医療制度は、2年前に小泉内閣の当時に強行採決で無理矢理通された法案で、しかも医療の抑制を目的とした制度であります。戦前戦後の大変な時期を生き抜き、今日の日本、そして佐用町の礎を築いていただいた75歳以上の多くの方々の尊厳を著しく傷つける制度である。政府与党で、一部見直しがなされているが、一度踏みにじられた尊厳は、簡単に戻るものではなく、直ちに中止し、廃止すべきである。

また、内容的にも問題のある後期医療制度である。県下の町議会においても、町民の声をしっかり受け止め、後期医療制度を中止し、廃止を求める請願が採択をされております。佐用町議会においても、町民の声を重きに受け止め、全員一致での採択を求め、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） これにて、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決します。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。従いまして、原案について採決をいたします。

請願第5号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって、請願第5号については、否決されました。

日程第17. 請願第4号 ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第17に入ります。請願第4号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） それでは、産業建設常任委員会に付託案件された請願4号についての審査報告いたす前に午前中の議案66号、67号につきまして、本当にこう分かりにくい報告をしたことを申し訳なく思っております。初めての、報告でございます。B4が12枚、テープ起こしをしますと、12枚の裏表の審議がありました。それを、どれを見ても大事なことでありましたので、私なりに報告させていただきました。本当にこうお聞き苦しい点があったことをお詫びしておきます。

この請願第4号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願については、午前10時47分から11時37分まで約1時間審議をしております。委員7名、議長・事務局長・副事務局長で審議をしております。先ほど申しましたとおり、大変長くなりますので、簡単に説明して、また自席からの意見がありましたら、自席から報告したいと思います。

請願第4号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願について、紹介議員の方

から再度説明がありまして、この佐用町全域を見ましたら、80パーセント以上の農家であるということを思いながら、現在の農業振興に不安を募らせる政府の考えと、あるいは、また地区農家を預かる者として、近年半額に近い減反をされております。この農家の高齢化と農村環境の悪化を将来的に危ぶまれていることがあります。本年度の米の生産調整につきましては、48.6パーセントということで、2分の1に近い減作率であります。農家の痛手となっています。そういうことは、凄く、他の穀物を値上げする中で、こういった農産物なくて、稲作を主体としている、この佐用町は、大きな障害になっております。そういったようなことの中で、請願者より出て参りました意向を踏まえまして、先日の、この請願書どおりなっております。

また、議員の中からは、国際約束の中で、ガットのウルグアイラウンドの中でね、外国から日本に米輸入せいやという形で、日本は米輸入はしたくない中に、押し付けられた数量があって、それはミニマムアクセス米の方を選ぶか、関税化の方選ぶかとかいう中で、国際約束の中で、このミニマムアクセス米を選んだことで、嫌々ながら輸入させざるを得ない国際約束であると。

また、紹介議員から4月の20日の神戸新聞の中身を見ますと、日本の人口は、世界の2パーセントなのに、農産物の輸入は世界全体の1割を占めていると、この様なミニマムアクセス米は、一時中止という状況の中で、請願されておりますので、ずっと、そのままやっていくという状態ではありません。そういう中で、一時的な状況を鑑みてご了承願いたいという意見がありました。

質疑を打ち切り、討論に入りました。

賛成討論がありまして、あくまで一時ということで、その現状から見て、これ1回中止して、今度の制度見直す。国に意見書を上げるということも大事なことだと思う。やっぱしWTOの農業協定の義務ということよりも、そういった機会を位置付けたことで、その趣旨、精一杯できる立場になってやらなくては駄目だ。一時停止ということで、苦情もないと思います。国に、この意見書上げて、考えてもらえる必要があると思いますという賛成討論がございました。

討論を終結し、採決に入りました。全員、賛成で、よって請願4号を採択いたします。以上で、報告終わります。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。
これから委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
続いて、討論に入りますが、ございますか。反対からお願いします。

〔鍋島君「賛成討論になります」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 反対は、ございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 21 番、日本共産党の鍋島です。

私は、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願の賛成討論をいたします。

本請願の第 1 の問題は、わが国の穀物自給率が 30 パーセントを切るという異常な状況の中で、農家には、大幅減反を強いて、不必要なミニマムアクセス米を年間 77 万トンも輸入するという矛盾であり、農家としても国民としても容認できないものであります。

第 2 の問題は、ミニマムアクセス米は、100 パーセント輸入義務があるという虚偽の宣伝についてであります。日本が、1993 年のウルグアイラウンドにおいて、米の例外なき関税化を延期する代償として、この輸入枠を受け入れた経過がありますが、それは、WTO 農業協定書の付属書の中に書かれているもので、その内容は、義務ではなく最小限度のアクセス機会が必要と書かれているものであります。現に、日本と同じ様に、米を国家貿易品目としている韓国は、この間、ミニマムアクセス米輸入量を達成していませんが、義務違反で他国から提訴されたことはありません。

第 3 の問題は、日本のミニマムアクセス米の輸入量は、米不足に陥っているフィリピンの輸入量の 3 分の 1 に当たり、同国が、緊急に手当を必要としている 70 万トンと、ほぼ同じであります。日本が不要な輸入をすることは、国際価格の高騰に破綻することにつながり、米不足に苦しむ途上国の国民感情からも許されない問題であることを指摘し、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第 4 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、請願第 4 号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願については、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 日程第 18 に入ります。日程第 18 は、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙の申し出が、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 22 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

今期定例会におきましては、10 日から 16 日間、本日にかけて、審議をしていただきました。また、途中、各常任委員会には、付託案件事項等も慎重にご審議をいただき適切妥当な答えが出たと思っております。

これから、今は、梅雨でありますけれども、梅雨が明けますと非常に暑くなりますので、議員各位におかれましては、お体をご自愛の上、議員活動に専念していただきたいと思っております。

また、町長をはじめ、各課長、支所長につきましては、同席をしていただき、説明をしていただきました。本当にありがとうございます。同じく、お体にご留意いただきまして、町民の幸せのために、なお一層のご活躍を希望するところでございます。

それでは、これを持ちまして閉会とさせていただきます。

町長、あいさつあればお願いします。

町長（庵途典章君） 一言ご挨拶をさせていただきます。

6 月定例議会におきましても、提案させていただきました議案につきまして、それぞれ慎重にご審議いただきまして、全て、ご承認を賜りまして本当にありがとうございます。

審議の中で、いろいろとご指摘をいただき、ご意見いただきました件につきましては、今後、十分執行に当たりましてですね、各担当課長もよく配慮、聞かせていただいておりますので、注意して執行に当たって参りたいと思っております。

特に、この一般質問で、今回議会、たくさんの議員の皆さん方からですね、災害等についての対応についてご質問をいただきました。

もう、今、梅雨も、もうこれから末期ということで、また災害の時期も迎え、控えているわけですが、中国での大地震、またミャンマーでの、ああしたサイクロンでの大きな災害を受けてのですね、この佐用町における、いろんな災害に対する備えについてのご質問であったというふうに思っておりますし、そのご質問が終わった後ですね、直ぐに、6 月 14 日、東北・宮城、また岩手の大地震が発生をいたしました。そういう事で、災害は、本当に、あの、いつどこで起きるか分からないと、そういう事を、つくづく感じたわけでありまして。どうしても、日本は、そういう地震国。本当に、もう地震がどこで起きてもですね、不思議でない、そういう火山の上に乗ってる、そういう国であるということ、やはり常に、こう頭の中に置いた上でですね、備えをしていかなければならないなということをおもっております。

そういう事で、いろいろとご質問、ご指摘いただきました点についても、これから、特に、梅雨時の末期における水害、豪雨、大雨等に対するですね、備えについて、改めて、点検をしてですね、大きな災害が起きないように、また、対応がスムーズにできるようにですね、今後努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本当に、6 月も、これで、そろそろ終わりになってきます。もう直ぐ、また、暑い、また夏がやってきますし、今、丁度、気候の変わり目でもございます。それぞれ、健康に、十分、ご留意いただきまして、益々ご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

午後 0 2 時 4 7 分 閉会